

# 市・県民税の申告は 所得税 自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月16日(月)～3月16日(月)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

あなたの正しい申告を期限内に行ってください。

### 問い合わせ先

- 市・県民税の申告  
税務課市民税係 (☎⑤ 1134)
- 所得税の申告  
伊勢税務署個人課税部門  
(☎ 0596 ③ 3191)

### 還付金詐欺にご注意ください

医療費や税金の「還付金がある」と税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振り込みを行わせる「還付金詐欺」がここ数年多発しています。

市や税務署では、還付金受け取りのためにATMの操作をお願いしたり、振り込みを求めることは一切ありません。不審に感じたら、すぐに対応せず、家族や市役所、最寄りの警察署にご相談ください。

### 市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。「申告書のかきかた」をよく読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。お気軽にお越しください。

指定日に都合の悪いかたは、2月16日(月)から2月19日(木)までの期間、市民文化会館4階・大会議室で、午前9時から午後4時まで受け付けます。

表1 市・県民税の申告相談日と会場

相談日	地区名	会場	受付時間	相談日	地区名	会場	受付時間		
2月16日(月)	一丁目	市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	2月24日(火)	桃取	桃取健康管理センター	9:00～14:00		
	二丁目			2月25日(水)	答志和具	鳥羽磯部漁協和具浦支所	9:00～15:30		
	三丁目			2月26日(木)	答志	答志老人憩の家	9:00～15:00		
	四丁目			2月27日(金)	坂手	坂手公民館	9:00～11:30		
	五丁目			3月3日(火)	本浦	本浦公民館	9:00～11:30		
2月17日(火)	堅神					今浦	浦村農村婦人の家	13:30～15:00	
	屋内池上					3月4日(水)	堅子	堅子老人憩の家	10:00～11:30
	小浜					千賀	千賀公民館	13:30～15:00	
2月18日(水)	大明東					3月5日(木)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	安楽島					国崎	国崎公民館	13:30～15:30	
2月19日(木)	高丘					3月6日(金)	相差	鳥羽磯部漁協相差支所	9:00～15:00
	船津幸丘					畔蛸	女性等活動拠点施設		
2月20日(金)	神島			神島開発総合センター	9:00～14:30	3月9日(月)	松尾	松尾公民館	9:00～11:30
2月23日(月)	菅島			菅島漁村センター	9:00～15:00		白木		
							若杉		
				河内	岩倉老人憩の家	13:30～16:00			
				岩倉					

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

とき	会場・受付時間	地区名
2月16日(月)	市民文化会館 4階・大会議室	一丁目～五丁目・松尾 白木・答志・答志和具・桃取
2月17日(火)		堅神・屋内・池上・小浜 国崎・菅島・神島
2月18日(水)	9:00～12:00	大明東・大明西・坂手・安楽島 若杉・河内・岩倉・相差
2月19日(木)	13:00～16:00	

## 所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

確定申告書は、前年の確定申告により所得税を支払ったかたや青色申告の届け出をしているかたなどに、税務署から送付されますので、3月16日(月)までに申告してください。市内での確定申告説明会の日程は、表2のとおりです。

申告に必要な帳簿などの準備や添付書類の整理をして、期限内に申告を済ませましょう。

なお、伊勢税務署では、いせシティープラザ(伊勢税務署西隣)で、3月16日(月)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)受け付けます。

### 申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
  - 源泉徴収票
  - 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書
  - 国民年金を納めているかたは控除証明書
  - 生命保険料控除を受ける場合
  - 生命保険料の控除証明書
  - 地震保険料控除を受ける場合
  - 地震保険料の控除証明書
  - 医療費控除を受ける場合
  - 支払った医療費の領収書
  - 保険金などで補てんされた金額の分かる書類
- ※領収書などの資料を基に、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。

### 住宅借入金等特別控除を受ける場合

- ① 住民票の写し
- ② 住宅取得資金に係る借入金

の年末残高等証明書

③ 家屋の登記簿謄(抄)本や請負契約書(写し)、売買契約書(写し)などで、家屋の取得年月日・床面積・購入の対価の額を明らかにする書類

④ 増改築の場合は、①②③以外に建築確認通知書(写し)、検査済証(写し)または、増改築等工事証明書

⑤ 中古住宅で取得の日以前20年(耐火構造は25年)を超える建築物の場合は、耐震基準適合証明書

⑥ 敷地などの購入に係る借入金などについて、この控除を受ける場合は、その敷地などの登記簿謄(抄)本、売買契約書(写し)、分譲に係る契約

書(写し)などで敷地などの購入の対価の額・取得年月日などを明らかにする書類

### 平成20年分申告の主な改正点

寄附金制度の拡充(ふるさと納税など)

ふるさとに貢献したいという思いを実現するため、寄附金控除が拡充されました。都道府県・市区町村への寄附金の領収書を添付して申告を行うと、個人住民税所得割額のおおむね1割を限度として、寄附金額から5,000円を除いた全額が所得税と個人住民税において控除されます。

減価償却制度の改正  
平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で、5%を残して償却が終了した分については、平成20年分以降5年間で、均等に1円まで償却できるようになりました。

### ご注意ください

申告会場は、大変な混雑が予想されます。

申告に来られるかた全員のために、事前に収支内訳書の作成、医療費領収書の整理と合計をお願いします。

事前の準備をされていないかたには、再度申告に来ていただくよう指導することがありますのでご了承ください。

### 税理士による無料税務相談所

伊勢税務署では、次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月16日(月)～18日(水)  
午前9時30分～午後4時

※会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了させていただく場合があります。

ところ 市民文化会館4階・大会議室

#### 対象となるかた

- ① 平成19年分の所得金額(青色申告特典控除または専従者控除前)が300万円以下のかた
  - ② 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成18年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた
- ※なお、相談にはできる限り申告者本人がお越しください。

#### 留意事項

次にあげるような場合は、税務署が開設する確定申告会場をご利用いただくことがありますので、ご注意ください。

・消費税・地方消費税の相談にあたり、計算が複雑であったり、記帳・記録の保存状態に著しく不備があるなど、申告書の作成に長時間を要する場合

・譲渡所得(土地、建物および株式を売られたかた)、山林所得、贈与税の申告をされるかたや、税務署への来署案内文書が送付されているかた

くわしくは、伊勢税務署個人課税第1部門(☎0596⑧3191)へ問い合わせてください。

